第２２期第２３回
日高海区漁業調整委員会議事録

１　開催日時　　令和７年３月１２日（水）１４時００分～１４時４０分

２　開催場所　　日高振興局　２０１会議室

３　出席委員　　大澤晃弘　神田　勉　中村　敬
梶川　徹　安田　司　小松伸美
白石智泰　山中孝俊　住野谷張貴
中村義弘

１　欠席委員　　逢山義幸　佐藤　勝　坂本好則
浦川　聡　深根英範

５　事務局　（日高振興局）　水産課長　岸　鉄也
漁業管理係長　下田貴弘
（日高海区漁業調整委員会）　事務局長　佐々木真琴
主事　大谷美夢

６　議事事項
議案第１号　特定水産資源に関する令和７管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）
議案第２号　知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）

７　報告事項
（１）くろまぐろに関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
（２）定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

８　その他

９　会議のてん末

事務局長　　ただ今から、第２２期第２３回日高海区漁業調整委員会を開催します。
はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

会　　長　　第２３回目の委員会開催をご案内申し上げましたところ、皆様におかれましては、お忙しい中をご出席いただき、誠に有り難うございます。
また、日高振興局、岸水産課長をはじめ、担当職員の方々には、公務ご多忙の中ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。
さて、令和６年の管内の漁獲につきましては、漁獲量が前年比９２％の２万２，９００トン、金額が前年比１００％の９９億８千万円となり、２年連続で１００億円を割る状況とのことでございます。
昨年は特にコンブ漁が厳しい状況にあったとのことですが、新たな年に入り、えりもでは赤潮から実に４年ぶりに本格的なウニ漁が再開されるなど明るい話題もありました。またミズダコも好調と伺いましたので、管内のすべての漁業でも豊漁に恵まれることを切に願うところでございます。
さて、今期委員会の任期は、この３月３１日で満了するため、本日が最後の委員会となりますが、皆様には慎重なご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会のご挨拶といたします。
本日は、よろしくお願いします。

事務局長　　大澤会長、有り難うございました。
それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議　　長　　それでは、議事に入ります。
人員の報告をいたします。
本日の委員会には、委員１５名中１０名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。
次に、議事録署名委員２名の選出でございますが、委員会規程により私から指名させていただきます。
本日の署名委員は安田委員と中村義弘委員にお願いいたします。
それでは、議事に入ります。
議案第１号について上程します。
事務局から説明願います。

事務局長　　それでは議案第１号につきまして、ご説明いたします。
資料１をご覧願います。
令和７年２月２０日付け漁管第２３７４号、北海道知事から

の諮問文になります。
諮問の内容につきましては、大きく２点ございます。
まず、本文の上段になりますが、漁業法第１６条第１項の規定に基づき、クロマグロの小型魚及び大型魚、スケトウダラの太平洋、日本海北部、オホーツク海南部及び根室海峡並びにスルメイカに関する令和７管理年度の漁獲可能量を定めるための、同条第２項の規定に基づく諮問が１点。
さらに２点目は、本文のまた書き以降になりますが、クロマグロの小型魚及び大型魚、スケトウダラの太平洋、日本海北部及び根室海峡並びにスルメイカ について、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更にあたり、配分を速やかに行うための取り扱いを予め定めるため、法第１６条第５項において準用する同条第２項に基づく諮問でございます。
それでは１点目の令和７管理年度の漁獲可能量とその配分につきまして、ご説明いたします。
説明にあたりましては、漁獲可能量をＴＡＣと、管理年度を単に年度と略称させていただきます。
ページをめくって頂き２ページから３ページに、クロマグロ、スケトウダラ、スルメイカ に係る知事管理ＴＡＣ案が、それぞれ 区分ごとに示されているところですが、恐れ入りますが６ページ目まで進んでいただきまして、資料１－１、令和７年のＴＡＣについて（スケトウダラ、スルメイカ）と記載された表で詳細を説明いたします。
この資料は、２月１３日に開催された水産政策審議会資源管理分科会での審議を経て、国から示されましたスケトウダラ及びスルメイカの令和７年度ＴＡＣの当初配分に基づき、北海道に定められた数量などの概要を示したものです。
まず、表の中ほど、スケトウダラの太平洋ですが、最大持続生産量、以下ＭＳＹと言いますが、これを達成する親魚量が、２２万８，０００トンのところ２０２３年の親魚量は、４１万３，０００トンとなり、ＭＳＹを上回る資源状態にあります。
令和７年度のＴＡＣにつきましては、前年度のＴＡＣ数量が括弧書きで各数字の下段に記載されておりますが、前年度の１７万６千トンから１万７千トン増えた１９万３，０００トンとなります。
その内、大臣許可漁業の沖合底びき網漁業への配分が、前年同の９万９，８００トン、北海道のＴＡＣは、前年と同量の ６万９，１００トンとなっております。
次に、日本海北部は、ＭＳＹを達成する親魚量 ３８万トンに対し、２０２３年の親魚量が１４万２，０００トンとなり、コメ印２に記載のとおり、限界管理基準値を下回る資源状態と

なっており、国の資源管理基本方針の漁獲シナリオに基づき、令和７年度ＴＡＣは全体で３，２００トン減少した１万９，７００トンとなり、その内、沖底を対象とした大臣管理漁業への配分が２，２００トン減の１万３，２００トン、北海道のＴＡＣは１，０００トン減少した、６，４００トンとなっています。

なお、日本海北部系群あっては、本６年度のＴＡＣ未利用分のうち、当初配分の５％を上限に、翌年へ繰越しが行われる予定となっておりますので補足いたします。

次にオホーツク海南部及び根室海峡の両海域につきましては、ロシア水域とのまたがり資源であることからＭＳＹは算定されておらず、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮したＴＡＣが算定されております。

いずれも前年と同量で令和７年度のＴＡＣは、オホーツク海南部は５万８，０００トンで、沖底を対象とした大臣管理漁業に５万７，９００トン、北海道のＴＡＣを現行水準、根室海峡は１万５，０００トンでそのすべてが北海道への配分となっています。

続きまして、スルメイカにつきましては、冬季発生群と秋季発生群がございますが、ＴＡＣは全国で両系群を合わせた管理が行われています。

冬季発生群のＭＳＹを達成する親魚量が２５万５，０００トンのところ、２０２３年の親魚量は、４万２，０００トンとなり、限界管理基準値を下回る資源状態となっております。

また、秋季発生群のＭＳＹを達成する親魚量が２５万５，０００トンであるのに対し、２０２３年の親魚量は９万トンとなり、冬季同様、限界管理基準値を下回る資源状態となっております。

結果、両系群を合わせたＴＡＣは、６万トン減の１万９，２００トンで、そのうち大臣管理漁業に１万２，７００トン減の８，３００トン、北海道には１，１００トン減の１，３００トンとなります。

なお、スルメイカにつきましては、令和４年度から令和６年度までは、３年間の漁獲量固定シナリオが採択されておりましたが、最新の資源評価の結果、設定されたＴＡＣを全て消化した場合に資源が絶滅するリスクがあるとされているため、各漁業区分には直近の漁獲実績レベルの配分として、残りの大部分を国が留保している経緯にありますことを補足いたします。

クロマグロにつきましては、別途、ご説明させていただきますので、続けてスケトウダラとスルメイカに係る道内配分の考え方につきまして説明させていただきます。

９ページ目、資料１の２、括弧スケトウダラと記載された資

料をご覧願います。

配分の考え方につきまして説明致しますが、資料の下ほどにあります フロー図もご確認頂きながらお聞きいただきたいと思います。

まず、配分の考え方 ①で、従来通り日本海北部、オホーツク南部、太平洋、根室海峡に区分し管理をします。

②にまいりまして、日本海北部、太平洋及び根室海峡につきましては国から示されたとおりの数量で、オホーツク海南部にあっても同じく国から示されたとおりの現行水準としております。

③で、日本海北部と太平洋系群にあっては、知事許可漁業のスケソ刺し網漁業やスケソはえ縄漁業などのスケトウダラ漁業に数量配分を行い、定置網漁業などのその他漁業については、現行水準とします。

④で、日本海北部のスケトウダラ漁業とその他漁業への配分は、令和４年度までの直近３ヵ年の平均採捕量比率と前年度の当初ＴＡＣの配分比率を１：１ で案分した比率により配分しますので、日本海北部のスケトウダラ漁業には４，６１０トン、その他は現行水準となります。

⑤太平洋における道南海域と道東海域への配分並びに道東海域におけるスケトウダラ漁業とその他漁業への配分につきましては、直近３カ年の平均採捕数量の比率と前年のＴＡＣの配分比率を１：１で案分した比率により計算されます。また、道南海域のスケトウダラ漁業とその他漁業への配分につきましては、平成２９年に定められた太平洋海域におけるスケソＴＡＣの有効利用についてに基づき配分されます。

その結果、道南太平洋は４００トン増えた６万５，１００トンで、その内スケソ漁業に４万７，２００トン、その他漁業が現行水準となります。

また、道東太平洋では４００トン減った４，０００トンで、その内スケソ漁業が１，９００トン、その他漁業が現行水準となります。

なお、根室海峡につきましては管理区分が一つですので、１万５，０００トンの全量がスケトウダラ漁業への配分となっております。

これら配分の計算の基礎となる数値や現行水準の目安となる数量などにつきましては、資料をめくっていただきまして、１０ページ、１１ページに示されておりますので、後ほどお目通しください。

続きまして、資料１２ページ目、スルメイカと記載された資料をご覧願います。

スルメイカの配分の考え方につきましては、令和４年度から数量明示による管理へと移行しておりますが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、国から示されました１，３００トン の全量を北海道スルメイカを採捕する漁業に配分することとなっております。

なお、下表にあります採捕数量の直近３年の平均値をご覧いただきますと２，２６７トンとなっておりまして、配分の１，３００トンを上回る漁獲実績となっています。

この対応につきましては、恐れ入りますが別冊の参考資料の２の後半１５ページをご覧ください。

これは、令和７年度スルメイカＴＡＣの設定及び配分に関する表になりますが、一番上にあります国全体のＴＡＣ１万９，２００ トンのうち、表の一番下段にあります６，７００ トンが国の留保として確保されており、北海道管理区分の漁獲が積み上がった場合には、この国の留保から追加配分されることとなっています。

さらに、１７ページを開いていただき下のスライドに、留保からの配分ルールが記載されておりますが、赤枠内の１で定められている予め資源管理方針に定めたルールに基づく配分、いわゆる７５％ルールによって、回数の上限無く追加配分を受けられることとなります。

また、７５％ルールによる配分で国の留保が少なくなった場合への対応につきまして、次の１８ページをご覧いただきまして、黄色囲みの２ポツ目にありますが、最新の資源評価では、令和７年度の加入予測値は、近年の低加入が継続すると仮定してている旨の前置きをした上で、一番下の赤字で記されておりますとおり、大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況を踏まえ、当該年度の資源量の算出に用いられた加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合にあっては、利用可能な水産機構の助言等をもとに速やかに漁獲可能量の変更に係る手続きを行う、いわゆるＴＡＣの期中変更を行う旨を資源管理基本方針に規定し、全体的に漁獲量が積み上がった場合の対応を整理したとのことでございます。

スケソ、スルメイカにつきましては以上になります。

続いて、クロマグロを説明いたします。

恐れ入りますが資料１に戻っていただきまして、１３ページをお願いします。

クロマグロにつきましては、令和６年１２月１１日に開催された水政審資源管理分科会を経て、国から令和７年度ＴＡＣの数量が示されております。

当該魚種は、令和４年度に小型魚、大型魚それぞれで一つの

管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において、海域別の管理を行う体制としており、令和７年度ＴＡＣは、国から示された北海道漁獲可能量を従来どおり、それぞれ全量をクロマグロを採捕する漁業に配分することとしております。

小型魚につきましては、昨年１２月のＷＣＰＦＣ年次会合での増枠合意を受け、令和６年度当初は１１３トンであったところ、令和７年度は２９トン増え、１４２トンが配分されております。

大型魚につきましても、６年度は３２０．７トンのところ、７年度は１２５トン増え、４４６．５トンが配分されています。

また、令和６管理年度の繰越数量が確定した後、４月下旬以降に国の留保からの追加配分がある予定となっております。

ページをめくっていただきますと、

説明してきました、クロマグロ、スケソ、スルメイカに係る北海道への配分に係る令和６年と令和７年を比較した資料が添付されておりますが、説明が繰り返しますので割愛させていただきます。

この他、参考資料１、参考資料２といたしまして、 水政審で用いられたスケソとスルメイカに関する資源評価と配分関連の資料を、また参考資料３、参考資料４として、水政審で決定されたクロマグロの配分資料をそれぞれ添付してございます。国から各都道府県や大臣許可漁業への配分の考え方等が示されておりますので、必要に応じお目通し願いただけますようお願いいたします。

令和７年の当初配分案の説明は以上になりますが、最後に諮問内容の２点目となります、国留保からの追加配分等を速やかに行うための取り扱いにつきまして、ご説明いたします。

恐縮ですが、資料の４ページに戻っていただきまして、別紙２の国の留保からの追加配分等に伴うＴＡＣの変更についてをご覧願います。

ＴＡＣの変更につきましては、漁業法第１６条第５項において準用する 同条第２項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くことが法で定められておりますが、これまで、クロマグロの小型魚及び大型魚、スケソの太平洋系群、日本海北部系群及び根室海峡並びにスルメイカのＴＡＣの配分の変更にあたりましては、操業に影響が出ないような配分の迅速性を確保するために、あらかじめ行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴き同意を得ておくことで、事後報告により対応できるよう運用されてきたところです。

資料の下ほど、２、令和７年度の取扱いをご覧ください。

今回、予め定めておこうとする具体な取り扱いにつきましては、（１）クロマグロ小型魚及び大型魚に係る国からの繰越し及び国の留保からの配分を含む追加配分及び融通については、全量を北海道くろまぐろ漁業から加除をする。

次のページに参りまして、（２）スケソ太平洋の大量来遊ルールに係る追加配分については、全量を北海道スケトウダラ道南太平洋漁業に配分する。

（３）スケソ日本海の繰越しに係るＴＡＣの追加配分については、全量を北海道スケトウダラ日本海漁業に配分する。

（４）スケソ太平洋 及び 日本海北部に係る融通に伴う配分数量の変更については、全量を北海道の留保枠とする。

（５）スケソ根室海峡の期中改定に伴う配分数量の変更については、全量を北海道スケトウダラ根室海峡漁業に配分する。

（６）イカに係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道スルメイカを採捕する漁業から加除をする。

以上の６点で、これらの取り扱いにつきましては、いずれも北海道資源管理方針の規定に基づく知事の裁量の余地がない機械的な変更であることから、迅速な配分により操業に支障を来さないようするため、予め関係海区漁業調整委員会の了承を得て事後報告により対応させていただきたいとの内容となっております。

長くなりましたが、以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程ほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。

各 委 員　　「ありません」の声

議　　長　　意見等が無いようですので、議案第１号のＴＡＣ当初配分案等について、適当と認めてよろしいですか。

各 委 員　　「異議無し」の声

議　　長　　異議が無いようですので、諮問のとおり適当であることを知事へ答申することとします。

それでは議案第２号を上程いたします。

事務局から説明願います

事務局長　　議案第２号、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご説明いたします。

資料２をご覧願います。
北海道水産林務部漁業管理課が所管しております知事許可漁業に係る制限措置の内容等に関しまして、令和７年２月２５日付け漁管第２３８５号をもって当海区に諮問がきております。
対象の漁業につきましては、資料をめくっていただきまして、別紙１に記載されておりますが、いるか突棒漁業の北海道沖合海域道内者、いか釣り漁業の北海道沖合海域道外者、さんま棒受け網漁業のえりも以東太平洋海域道外者の３漁業許可になります。
以後の制限措置等の詳細につきましては、振興局からお願いいたします。

漁業管理係長　振興局水産課の下田です。
制限措置等の詳細についてご説明させていただきます。
引き続き別紙１の一覧表をご覧ください。
日高は右から３列目となっており諮問内容は制限措置の内容及び申請すべき期間についてで、許可等の基準につきましては既に諮問済となっております。
制限措置等の内容については、いるか突棒漁業は４ページ、道外者のいかつり漁業は５頁から８ページ、さんま棒受け網漁業については９ページとなっております。
これらの制限措置につきましては、前回公示との相違点により簡潔に説明させて頂きますので、１０ページをご覧下さい。
漁業の制限措置である操業区域や漁業時期などついては、前回から変更ありません。
申請すべき期間につきましても、他の知事許可と同様に北海道漁業調整規則の規定に基づきそれぞれ１ヶ月を下らないよう、設定しております。
隻数は、それぞれ現行許可を基本として、事前の要望に基づき、いか釣り漁業については減少となっております。
資料として告示案、参考別紙にて公示案と前回公示の対比表、それぞれの制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認願います。
説明は以上でございます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　ただいまの制限措置の説明に対しご意見、ご質問はございませんか。

各委員　「ありません」の声

議　長　無いようですので、議案第２号について適当と認めてよろし

いですか。

各 委 員　　「異議無し」の声

議　　長　　異議が無いようですので、諮問のとおり適当であることを知事へ答申することとします。続いて報告事項にまいります。報告事項の１について、事務局から説明願います。

事務局長　　それでは、報告事項（１）につきまして、ご説明いたします。
報告事項１と右肩に記載された資料をご覧願います。
令和６年１２月２４日付け漁管第２０２７号、また２枚めくっていただきまして、令和７年２月１３日付け漁管第２３２８号により、それぞれ令和６管理年度に係るクロマグロのＴＡＣ数量の変更を行った旨水産林務部長から報告がきております。
変更の内容につきましては、それぞれ通知の次のページにご覧いただけますが、昨年１２月の変更では小型魚が１１．３トン増え、本年２月の変更では、小型魚が３．３トン増え大型魚で３．３トンを減らすといった変更が行われておりますので、ご報告いたします。
なお、これらの変更にあたっての海区諮問につきましては、昨年３月１８日に開催しました当海区委員会で、北海道資源管理方針に基づく行政庁の恣意性がない機械的な配分にあっては、事後報告により取り扱うことを事前に当海区として了承しておりますことを申し添えます。
報告事項１の説明は以上です。

議　　長　　説明が終わりました。
ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員　　「ありません」の声

議　　長　　無いようですので次にまいります。
報告事項の２について、事務局から説明願います。

事務局長　　報告事項２、定置漁業権に係る資源管理の状況等報告につきまして、ご説明いたします。
右肩に報告事項２と記載している資料の１ページ目をご覧願います。
本文中に記載のとおり、当海区の各定置漁業権者から北海道知事に対し、漁業法第９０条第１項の規定に基づく資源管理の状況等の報告があったことから、同条第２項の規定により令和７年１月１０日付け漁管第２１１１号をもって、知事意見を付して当海区あて報告があったものでございます。
１ページめくっていただきまして、今回の報告内容につきましては、令和５年漁期のえさけ定第１号から、次のページの末

尾門さけ定第６号までの春秋定置１９件、秋定置２７件の合計４６件でございます。
知事の意見といたしましては、表の３から４列目でご覧いただけますが、４６件のすべての漁場につきまして、適切な資源管理に取り組まれており、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められるとのことでした。
なお、令和５年漁期の春定置１２件の報告につきましては、本年６月２０日に開催した当委員会におきまして、すべての漁業権について、適切に資源管理に取り組まれ適切かつ有効に漁場が活用されていると認められる旨の意見であったことをご報告していますことを補足いたします。
資料の最終ページに当該報告に係る関係法令を抜粋した資料を添付しておりますが、これまでの委員会でご説明しておりますので説明は割愛させていただきます。
報告事項２の説明は以上です。

議　　長　　ただいまの説明に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員　　「ありません」の声

議　　長　　それでは、本日予定していた議題は以上となります。
皆さんから何かございませんか。

各 委 員　　「ありません」の声

議　　長　　事務局から連絡事項などありませんか。

事務局長　　次回の委員会につきまして第２３期委員会の初回となります。
会長が互選されれまでの間につきましては、都道府県知事が会議を招集する形となりますので、振興局と調整の上、決まり次第ご連絡をいたしますので、引き続き、宜しくお願い申し上げます。
事務局からは以上です

会　　長　　それでは、本日が第２２期の最後の委員会となりますので、終わりにあたりまして私の方から一言閉会の挨拶を申し上げます。
第２２期委員の皆様には、今日まで漁業調整全般にわたりまして、数多くの議案をご審議いただきました。
コロナの影響で社会経済活動が制限されていた中の、令和３年４月から始まりました２２期委員会でございますが、この４年間を振り返りますと、大規模な赤潮発生による漁業被害に始まり、ウクライナ侵攻など世界情勢の変化に伴う漁業経営への影響や海洋環境の変化に伴う大幅な漁獲の減少など、漁業を取り巻く環境がめまぐるしく変化した４年間だったと記憶しております。

こうした中、委員会としましては、７０年振りとなる漁業法の改正後、はじめて迎えた共同漁業権及び定置漁業権の一斉切替では、小委員会が中心となって、新たな制度のもと漁場計画の策定に取組んでいただきました。また、また、ＴＡＣ魚種の増加や知事許可の制度も変わり、委員の皆様には新たな視点でご審議いただいたことなど、課題対応に当たっていただいた４年間のご労苦に深く感謝を申し上げます。

また、今期で３名の委員が退くことになっております、安田委員、小松委員、中村義弘委員におかれましては、委員会の円滑な推進にご尽力をいただきまして、心から感謝し、今後ともご活躍されますことを心からご祈念申し上げます。

また、第２３期の委員となられる方々には、新しい体制のもとで、引き続き、日高管内の漁業調整にご活躍されることを期待します。

本期、会長を務めてまいりましたが、委員会の運営に対する皆様のご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。

皆様には、今後とも、それぞれのお立場で、引き続き、日高の水産業の振興に向けたご尽力、ご支援をお願いするとともに、どうぞお体に気をつけられ、ご活躍されることを心からご祈念いたします。

本当にありがとうございました。

それでは、最後に岸課長からも一言いただいてよろしいでしょうか。

水産課長　　＜謝辞＞

議　　長　　ありがとうございました。

それでは、これで本日の委員会を終了いたします。

皆様方、大変お疲れ様でした。

≪閉　　会≫